

# 契 約 書

- 1 契約物品名 安定ヨウ素剤  
(ヨウ化カリウム丸 50mg、ヨウ化カリウム内服ゼリー16.3mg/32.5mg  
安定ヨウ素剤内服液調整用単シロップ)
- 2 契約金額 ¥ (うち消費税及び地方消費税の額¥ )
- 3 納入期限 令和6年12月31日(火)(ただし、安定ヨウ素剤内服液調整用単シロップは令和6年  
6月30日(日)とする。)
- 4 納入場所 別記のとおり
- 5 契約保証金 ¥

上記について、愛媛県 を甲とし、 を乙とし、甲乙間において、  
次の条項により売買契約を締結する。

## (総則)

第1条 乙は、頭書の定めにより、別記の品質、規格及び数量の物品を甲に納入しなければならない。

2 この契約の締結に要する費用その他この契約に関する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

## (納入の終了通知)

第2条 乙は、物品を納入したときは、直ちに、甲の定める納品書を甲に提出しなければならない。

## (検査等)

第3条 甲は、前条の規定により納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行  
うものとする。

2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、これに立ち会わなかったときは、検査の結果について、甲に  
対して異議を申し立てることができない。

3 検査に直接必要な費用及び検査のために消耗、変質又はき損した物品に係る一切の損失は、すべて乙  
の負担とする。

## (補修又は交換等)

第4条 乙は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、補修又は交換によ  
り、速やかに良品を納入しなければならない。

2 前項の規定により補修又は交換による良品の納入が完了したときは、直ちに、甲の定める納品書を甲  
に提出しなければならない。

3 前項の規定により納品書の提出があったときは、第3条の規定を準用する。

## (所有権の移転等)

第5条 物品の所有権は、検査に合格したときをもって、乙から甲に移転するものとする。

2 前項に規定する所有権移転の前に生じた物品についての一切の損害は、すべて乙の負担とする。ただ  
し、甲の故意又は過失により生じた損害については、甲の負担とする。

## (代金の支払)

第6条 乙は、前条の規定により物品の所有権が移転したときは、甲の定める手続に従って、請求書を甲  
に提出するものとする。

2 甲は、請求書を受理した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に乙に代金を支払わ  
なければならない。

3 甲は、請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由  
を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙か  
らは是正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書  
の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

## (支払及び検査の遅延)

第7条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期

限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「遅延防止法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、検査期間内に検査を行わない場合には、検査期間を経過した日から検査を行った日までの期間（次項において「遅延期間」という。）の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。

3 遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、第 1 項の規定に準じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

（代理受領の禁止）

第 8 条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

（権利の譲渡等）

第 9 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあつては、書面により甲の承認を得たときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会および中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において、当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

（かし担保等）

第 10 条 乙は、物品の品質不良、変質、数量の不足、その他の隠れたかしについて、担保の責めを負うものとし、その期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) かしについて、乙に故意又は重大な過失のある場合は、甲がそのかしを発見した日から 1 年以内

(2) 前号以外のかしの場合は、所有権移転の日から 1 年以内

2 乙は、発見されたかしについて、甲が次の各号のいずれかを請求したときは、その請求に応じなければならない。

(1) かしの補修又は良品との交換

(2) かしの補修又は良品との交換とともに、そのかしにより甲が被った損害の賠償

(3) かしにより甲が被った損害の賠償

3 前項に規定する損害賠償額は、甲乙協議して定める。

（納入期限の延長）

第 11 条 乙は、納入期限までに物品を納入することができないときは、遅滞なくその理由を詳記して、納入期限の延長を願い出なければならない。この場合において、その理由が乙の責めに帰することができないものであるときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めることができる。

（物品の納入遅延）

第 12 条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができなかつたときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約金額に年 5.0 パーセントの割合を乗じて計算した額を、遅延損害金として、甲に支払わなければならない。

2 前項の日数には、納入の終了通知のあった日から検査を終了した日までの日数を算入しないものとする。

（契約保証金の返還等）

第 13 条 乙は、契約保証金を納付している場合において、第 5 条の規定により物品の所有権を移転したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

（甲の解除権）

第 14 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙から契約の解除願の提出があったとき
  - (2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき
  - (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき
  - (4) 前3号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき
  - (5) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収するものとする。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第15条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(事情変更による契約の変更)

第16条 この契約締結後において、天災地変その他不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その実情に応じ、甲乙協議して、書面により契約金額、納入期限その他の契約内容を変更することができる。

(その他)

第17条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び遅延防止法によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
甲 愛媛県  
愛媛県知事 中村時広

乙

## 別 記

### 1 契約物品の内訳

品名	規格	数量	単価	金額
① 安定ヨウ素剤 (ヨウ化カリウム丸)	50mg 1 丸	155,000 丸	円 銭	円 (うち消費税等 円)
② 安定ヨウ素剤 (ヨウ化カリウム 内服ゼリー16.3mg)	16.3mg 1 包	700 包	円 銭	円 (うち消費税等 円)
③ 安定ヨウ素剤 (ヨウ化カリウム 内服ゼリー32.5mg)	32.5mg 1 包	2,100 包	円 銭	円 (うち消費税等 円)
④ 安定ヨウ素剤内服液 調整用単シロップ	500ml 1 本	240 本	円 銭	円 (うち消費税等 円)

### 2 契約物品の納入場所

納入場所	① (カリウム丸)	② (ゼリー16.3mg)	③ (ゼリー32.5mg)	④ (シロップ 500ml)
伊方町保健センター	8,000 丸		300 包	45 本
八幡浜市総務課		120 包	500 包	30 本
大洲市危機管理課	27,000 丸	260 包	600 包	30 本
西予市危機管理課		180 包	500 包	30 本
宇和島市危機管理課				15 本
伊予市危機管理課				15 本
内子町総務課				15 本
八幡浜保健所		40 包	100 包	60 本
中予保健所	11,000 丸	100 包	100 包	
愛媛県オフサイトセン ター (西予市)	109,000 丸			
計	155,000 丸	700 包	2,100 包	240 本

### 3 その他附帯条件

- ① 安定ヨウ素剤 (ヨウ化カリウム丸) の納品時の形態は、1 丸ずつ小分けして封入(包装はヒートシールタイプ)しているものが、1,000 丸単位で密封され、箱当に収められているものとする。
- ② 安定ヨウ素剤 (ヨウ化カリウム内服ゼリー16.3mg) の納品時の形態は、1 包ずつ小分けされたもの (一次包装：フィルム・二次包装：アルミ) が、20 包単位で箱等に収められているものとする。
- ③ 安定ヨウ素剤 (ヨウ化カリウム内服ゼリー32.5mg) の納品時の形態は、1 包ずつ小分けされたもの (一次包装：フィルム・二次包装：アルミ) が、100 包単位で箱等に収められているものとする。